

東京都の土砂災害警戒区域等の指定予定について

1. 背景と目的

土砂災害が毎年のように全国各地で発生している中、土砂災害から人命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、その中で危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進するため、土砂災害防止法が制定された。この法律に基づき、東京都では土砂災害の恐れのある区域を調査し、その結果を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定を順次行っている。

2. 土砂災害警戒区域等の概要



3. これまでの経緯

- 平成 28～30 年度 都による区内の基礎調査の実施
 - 平成 31 年 3 月 28 日 都による区内の調査結果の公表
- 品川区内
- 土砂災害警戒区域の指定予定箇所 49 箇所
 - 土砂災害特別警戒区域の指定予定箇所 37 箇所

4. 区域指定に向けた今後の流れ

- 令和元年 7 月 住民説明会の実施 (各日 2 回ずつ、計 4 回)
 - 8 日①15 時～、②19 時～ 大崎第一地域センター区民集会所 (西五反田 3-6-3)
 - 11 日①15 時～、②19 時～ 東大井区民集会所 (東大井 2-16-12)
- 令和元年 9 月末 区域指定予定